

尾張都市計画地区計画の決定（一宮市決定）

都市計画大和町南高井地区計画を次のように決定する。

名 称		大和町南高井地区計画				
位 置		一宮市大和町北高井、大和町南高井、萩原町東宮重の各一部				
面 積		約 5. 2 ha				
地区計画の目標		本地区は、東海北陸自動車道 一宮稲沢北インターチェンジに近接し、主要地方道 岐阜稲沢線に隣接している産業拠点として利便性の高い地区である。 本計画は、周辺環境との調和を図りながら、新たな産業拠点の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	道路、緑地、調整池を計画的に配置し、周辺環境に配置した操業環境の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	周辺の土地利用状況を考慮し、区域外周に緑地を設置するとともに、歩行者の安全に配慮した道路整備を図る。				
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めることにより、地域の振興を推進する工業・物流施設を誘導する。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりと潤いのある産業拠点の環境を保全するため外周に緑地帯を配置する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員 ※()内は全幅	延長	配置
			道路1号	6. 9m～13. 5m (13. 5m～14. 0m)	約152m	計画図表示 のとおり
			道路2号	6. 85m～7. 1m (13. 7m～14. 2m)	約167m	
			道路3号	11. 8m	約103m	
		緑地	名称	面積		配置
			緑地1号	約0. 05ha		計画図表示 のとおり (乗り入れ口を除く)
			緑地2号	約0. 02ha		
			緑地3号	約0. 05ha		
			緑地4号	約0. 04ha		
			緑地5号	約0. 04ha		
			緑地6号	約0. 02ha		
			緑地7号	約0. 01ha		
		その他の公共空地	名称	面積・長さ	容量	配置
			地下貯留槽1号	約0. 07ha	約900m ³	計画図表示 のとおり
			地下貯留槽2-1号	約0. 30ha	約4, 200m ³	
			地下貯留槽2-2号	約0. 12ha	約1, 600m ³	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。))に掲げる大分類Eー製造業に属するものに限る。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ぬ)項第3号(8の3)、(13)及び(13の2)並びに(る)項第1号で掲げるものを除く。) 2 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業に属するものに限る。) 3 物流施設(ただし、建築基準法別表第2(る)項第2号で掲げるものを除く。) 4 前3号の建築物に附属するもの(ただし、建築基準法別表第2(る)項第2号で掲げるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度	3, 000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は4. 0m以上とする。 (ただし、守衛室等の用途に供し、軒の高さが2. 5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が5. 0㎡以内の建築物又は建築物の部分を除く。)
	土地利用の制限に関する事項	緑地帯の幅員	2. 0m
		緑地帯の保全に関する制限	緑地帯は、その用途以外に利用してはならない。また緑地帯の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。 2 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採。 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採。 4 仮植した樹木の伐採。 5 測量、実地調査又は施設の保守など通常の管理行為のための必要最小限やむを得ない樹木の伐採。
備 考			透水性舗装：約3, 100㎡ (容量：約860㎥)

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

周辺環境と調和した産業拠点の形成を図るために地区計画を定めるもの。